

平成30年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成30年2月27日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 檜 垣 昌 子	
	委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江	
	委 員 名 島 啓 太		
欠席委員	委 員 加 藤 和 宣		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	6号	東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	7号	東京都北区立なでしこ小学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東日本電信電話株式会社東京事業部分)	承認
3	8号	東京都北区立なでしこ小学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(志茂一丁目自治会分)	承認
4	9号	東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の設置について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	11号	「第三次北区特別支援教育推進計画」の策定について	了承
6	12号	桐ヶ丘中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の終了について	了承
7	13号	児童館の統合・閉館について	了承
8	14号	学童クラブ待機児童解消対策について	了承
9	15号	平成30年4月期の保育園入所申込状況(1次審査)と今後の待機児童解消策について	了承

日程	報告事項	報告内容	結果
10	16号	年少扶養控除の廃止に伴う私立幼稚園就園奨励費等算定の取り扱いについて	了承
11	17号	児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成30年1月末時点）	了承
12	18号	子育て世代包括支援センター事業について	了承
13	19号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成30年2月27日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第6号議案、「東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第6号議案についてご説明させていただきますが、初めに本日議案書の差し替えということで、席上のほうに配付させていただいております。まことに申しわけございませんでした。そちらのほうの議案書をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、表紙を2枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。</p> <p>説明欄となります。東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部改正に伴い、協定で定める事項等必要な規定を改めるため、この規則案を提出させていただくものでございます。</p> <p>条例改正の内容でございますが、平成30年度から指定管理者による運営となります。十条台小学校温水プールでございますが、利用料金収入の実績が収支計画上の予定額を一定以上上回った場合には、利用料金の一部を区に納付することができるようにする旨を規定したもので、昨年の北区議会第4回定例会で議決いただきましたので、このことを受けまして、今回の規則改正とさせていただきます。</p> <p>恐れ入ります、3ページの新旧対照表をごらんください。下段が現行で、上段が改正後になります。改正後は、区と指定管理者との協定の締結を規定しております、第1条の6の2項の利用料金に関する事、ここに括弧書きで条例第6条第5項の規定による利用料金の一部納付を含むとの規定を追加するものでございます。</p> <p>恐れ入ります、4ページ、5ページをごらんください。</p> <p>第1号様式の3、指定管理者指定通知書となります。左が現行、右が改正後の様式となります。今回の規則改正に合わせて、記書き以下の2番、こちらをお示しのとおり改正させていただきます。</p> <p>恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則をごらんください。</p> <p>この規則は、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。準備行為といたしまして、協定の締結に関し、必要な手続き及び準備行為は施行の前に行うことができるものいたします。</p> <p>私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございます

でしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に日程第2、第7号議案、「東京都北区立なでしこ小学校（新校）に係る行政財産の使用許可について（東日本電信電話株式会社東京事業部分）」及び日程第3、第8号議案、「東京都北区立なでしこ小学校（新校）に係る行政財産の使用許可について（志茂一丁目自治会分）」を一括して議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

それでは、私のほうから第7号議案、第8号議案についてお諮りをいたします。この2件の案件とも、新しくできます、なでしこ小学校の敷地の一部について、教育活動に支障がないということで、行政財産の使用許可について、申請どおりの許可をしたいということでお諮りをするものでございます。

まず、第7号議案表紙を1枚おめくりください。

申請者のほうが東日本電信電話株式会社ということで、設置の許可を求めていますのは、電話柱、電話線をつなぐ柱でございます。使用許可の期間については1年ということで申請が出ております。

恐れ入ります、3ページをお開きください。

ちょっと箇所図がわかりづらくて恐縮なのですが、なでしこ小学校の南側、ちょうど先日見ていただいた校舎棟の学童クラブがある側に設置をしたいというものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。使用許可の条件でございますが、使用料についてでございます。1,500円ということで書いてございますが、これは電気通信事業法に基づきまして、法令上定められた金額を徴するというものでございます。

続きまして、第8号議案のご説明に移らせていただきます。第8号議案、やはり表紙を1枚おめくりください。

8号議案は町会のほうから私道防犯灯を設置したいということで、使用許可を求めるものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、裏面の2ページをごらんください。こちらのほうの2ページに4本の私道防犯灯の箇所を記載してございます。ちょうど体育館の屋根の裏あたりから、先ほど電話柱を許可いたします位置の学童棟側というところに4本私道防犯灯を設置したいというものでございます。

1ページにお戻りください。こちらのほうの使用許可期間、4番でございますが、公益性が高いということで、3年の許可としたいと考えております。

それから、使用料のほうは行政財産の使用料条例に基づきまして、免除ということでさせていただきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 意見ということでは決してなく、資料なのですけれども、案内図の地図がこれ校名が違っていると、余りにも古いものですよね。岩淵中、赤羽中が出ている。私どもだけが見る分には一向に構わないのですが、よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、2件の議案に対しまして、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第7号議案及び第8号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第4、第9号議案、「東京都北区立学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）の設置について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

それでは、私から第9号議案「東京都北区学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）の設置について」ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

こちらにございますとおり、西ヶ原小学校、赤羽台西小学校、田端小学校に続く4校目のコミュニティ・スクールといたしまして、西が丘小学校を今回設置したいと考えてございます。このたび、西が丘小学校を設置するに当たり、事務局で校長からのヒアリングを行い検討いたしました結果、新たにコミュニティ・スクールとして運営することが可能であると考え、本日議案として提出させていただきました。

コミュニティ・スクールに求められるものとしましては、次の3点ございます。

1点目が、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させること、2点目が学校、家庭及び地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むこと、3点目が地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進することでございます。

それでは、コミュニティ・スクール西が丘の運営につきまして、イメージの図をつけさせていただきましたので、恐れ入りますが、さらに1枚おめくりいただければと思います。

図の中ほどにございます、学校運営協議会が核となり、学校、地域、保護者、関係機関で連携を図りながら、さまざまな活動を通して地域に生き、地域を支える人づくりを目指します。委員につきましては、保護者代表、町会自治会など、地域住民代表、学識経験者及び教職員、サブファミリー校の校長、民生・児童委員、児童館長等に入っていることを検討しております。また、全体会を年4回開催し、委員の任命や役割の確認、学校経営計画や教育課程の承認、教員公募に向けた協議、学校評価や協議会自体の自己評価等に取り組みます。また、分科会についても今後検討することになっております。

西が丘小学校につきましては、昨年度より統合新校としてスタートしましたが、コミュニティ・スクールとして設置することにより、次の4点が期待できると考えております。

一つは、現在行っている特色ある教育活動やPTA活動、ボランティア活動、合唱部等の課外活動を学校運営協議会のもとに設置し、支援組織を立ち上げるとともに、人材予算面での支援を行うことで、より充実した教育活動の実現が期待できることです。二つ目は、学校運営協議会が学校経営上必要な人材について、都教委に要望でき、さらに教員公募制度の利用により、本校での教育活動に意欲的な人材を確保し、本校の学校運営組織のさらなる活性化が期待できることです。三つ目は、統合新校として設置されたことを機に、統合した両校の保護者、地域の人材の活用や地域の特色を教育活動に取り入れ、地域に愛着を持ち、地域を大切に生きていく児童の育成が期待できることです。四つ目は、地域にある北区無形民俗文化財「餅ねり・餅つき唄」の伝統を地域の保存会の方と一緒に引き継いでいくこと、また地域に残る大切な無形文化財を引き継いでいく喜びを感じとらせ、地域に誇りを持って生きていける児童を育成できることが期待されることでございます。これらの期待や思いにつきましては、学校のみならず保護者、地域それぞれにございまして、既に学校のほうでPTAや学校評議員会にも確認し

て了解を得ているものでございます。ご審議いただきまして、決定いたしました後は、東京都教育委員会に事務局から通知をいたします。

以上、ご説明申し上げました。西が丘小学校の教育活動の一層の充実を図るため、コミュニティ・スクールの新規設置につきまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 コミュニティ・スクールが北区内でふえていることは、大変結構なことだと思います。今課長のほうからお話のありました、特に人事面のことについてなど、多くの北区内の学校が、これまでも学校評議員会自体がすごく充実しておりますので、今お話しいただいたようなことが、実質的に効果を大変挙げているということであれば、より多くの学校が手を挙げてもいいような状況というのは、現在あるかというふうに思うのですね。

ただ、今日お答えいただかなくても結構ですが、実質的にこれまでのコミュニティ・スクールとして、もう運営がなされている学校で、どれくらいのメリットが効果として、具体的に上がっているのか、恐らく各校の校長も余り承知していないところがあるかというふうに思います。ですので、そのあたりをある程度精査して、お伝えいただけるとありがたく思います。よろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第11号、「第三次北区特別支援教育推進計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

教育支援担当
課長 教育長

教育長

教育支援担当課長

教育支援担当
課長

それでは、私から報告第11号「第三次北区特別支援教育推進計画」の策定について、ご報告をいたします。

1枚おめくりいただきまして、A4判の教育委員会資料をごらんください。

1、要旨でございます。平成28年9月から開始をいたしました検討委員会、また策定委員会を経まして、今回改めて第三次北区特別支援教育推進計画としまして、計画を取りまとめましたので、ご報告をさせていただくものでございます。当計画は平成30年度から平成34年度までの5年間の計画でございます。

2の計画についてです。この計画につきましては、別添の資料1をごらんください。昨年11月のパブコメの結果のご報告の際に、計画案についてお示しをさせていただいていたのですが、一部印刷ミスがございまして、17ページをお開きいただければと思いますが、その1行目が印刷漏れのため抜けておりましたので、修正をさせていただきました。大変申しわけございませんでした。

次に、概要版、別添資料2でございます。こちらのほうは計画につきまして、概要版を作成いたしまして、周知を図るために活用をいたします。概要版は6ページとなっておりますが、最終的にはA4判の用紙を3枚つなげた両面刷りのものになる予定でございます。

計画の内容につきましては、もう既にご報告をさせていただいておりますので、今回は省略をさせていただきます。

3、今後の予定でございます。本日、教育委員会に計画の策定についてご報告をし、明日の文教子ども委員会におきましても、計画の策定についてご報告をさせていただきます。また、3月下旬から4月にかけて、計画の冊子を配付、北区ニュース、北区ホームページ、教育広報紙「くおん」等で周知をする予定でございます。

あと、最後に参考といたしまして、平成30年度の特別支援教育の具体的な取り組みとしまして、中学校における特別支援教室の巡回指導ですが、平成31年度全校実施を見据えて、事前の準備に取り組みます。また、知的障害特別支援学級におけます交流及び共同学習推進事業を拡充いたしまして、小集団による教科の学習を充実させるなど、特別支援教育の充実を目指してまいります。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

先日、文科省主催の教育委員を対象とした研究協議会というものに参加させていただ

いて、その中の分科会では特別支援のほうに出させていただきます。

特に、七つの県の方々と細かく情報交換をしたのですけれども、やはり北区は群を抜いて熱心な取り組みをしているということが改めて確認されました。大変誇りに思いますし、先駆をなす区としての責任もあるなというふうに改めて感じました。これまでのご苦労に敬意を表しますとともに、本当に全国的にもすばらしい取り組みということで発言させていただきました。ありがとうございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第6、報告第12号、「桐ヶ丘中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の終了について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置
担当部長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当部長

学校適正配置
担当部長

要旨のところの2行目でございます。当面存続規模を下回る学校が存在いたします、桐ヶ丘サブファミリーブロックにおきまして、平成28年度から協議会を設置し、適正な協議を行ってきたところでございますけれども、しかしながら地域開発による児童数の増加についての意見が多く、協議の方向性が定まらない状況にございました。こうした中、別添で資料をおつけしておりますけれども、最新の東京都の教育人口等推計で今回初めて八幡小学校が適正規模には至らないものの、当面存続を確保する見込みになったこと、また計画におきましては、協議会の目安として2年間と一応してございますけれども、それが近づくにもかかわらず、ブロック内の集合住宅に関する整備計画の詳細が明らかになっていないことなどから、昨年9月の協議会では適正配置の協議に対して、慎重な意見が大勢を占めました。これを踏まえまして、2月14日の協議会で協議を一旦終了することを決定させていただきました。

今後につきましては、2のところにお示しのとおり、地域開発の動向や児童数の動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。

恐れ入ります、別添資料のほうをお願いします。この丸印がついたところが当面存続規模19人未満の学級数のところでございます。協議に入る1年前と協議に入ってから1年後、最新をお示ししてございます。下から27、28、29、八幡小学校のところ、初めのときには全部が丸の状態でしたが、今年並びに最新になりますと、最後のほうの33年、34年におきましては、丸が一つということで当面存続規模になるというような推計でございます。

報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第7、報告第13号、「児童館の統合・閉館について」、事務局から説明をお願いいたします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

それでは、私のほうからは、報告第13号「児童館の統合・閉館について」、ご報告させていただきます。

恐縮ですけれども、A4縦両面刷りの資料をごらんいただければと思います。

1番の要旨でございます。平成26年8月に策定いたしました、子どもセンター及びティーンズセンターの配置方針、こちらを踏まえまして、今回滝野側北児童館につきまして、その機能を滝野川西児童館に移行しまして、統合するものでございます。滝野川北児童館については、閉館となるものでございます。

2番の内容についてでございます。滝野川北児童館につきましては、周辺の滝野川もみじ小学校に来年度、平成30年4月から放課後子ども総合プランが導入され、小学生の安全で安心できる放課後の居場所が確保されますので、滝野川北児童館がある滝野川西地区、こちらの配置バランス等を考慮しまして、平成31年3月末日を持ちましてその機能を滝野川西児童館に統合し、閉館するものでございます。

3番の今後の予定でございます。これから3月以降となりますけれども、児童館運営委員会等への説明会等を開催し、丁寧に説明をさせていただく予定でございます。なお、こちらにつきましては、条例改正案になりますので、第3回定例区議会のほうに上程をさせていただく予定でございます。

繰り返しになりますけれども、平成31年3月末をもちまして、滝野川北児童館が閉館し、その機能は滝野川西児童館に統合するというものでございます。

以下、参考資料でございます。まず、最初の黒ポチのところでございますけれども、先ほどご案内しました、子どもセンター及びティーンセンターの配置方針の滝野川西地区の状況について、書かせていただいております。当時の状況でございますので、既に名前が変わったり閉館している部分がございますけれども、6館を3から4センターに再編していくというものでございます。

恐縮ですけれども、裏面のほうをごらんいただければと思います。引き続き、参考資

料となります。滝野川北児童館の館の規模487.27㎡ということで、22館現在あります館の中の小さいほうから10館目というところでございます。以下、28年、29年の利用状況についてお示しをさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、ご質疑ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第8、報告第14号、「学童クラブ待機児童解消対策について」、事務局から説明をお願いいたします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

それでは、引き続きまして、私のほうから報告第14号「学童クラブ待機児童解消対策について」、ご報告させていただきます。

恐縮ですけれども、A4縦の1枚の資料をごらんいただければと思います。

まず初めに、1番の要旨でございます。この間、学童クラブにつきましては、平成29年度、今年度におきまして110名、そして来年度に向けましては、60名の定員拡大を図るなど、毎年一定規模の定員拡大を図ってきたところでございます。しかしながら、ニーズの高まり等によりまして、この29年4月には115名の待機児童が発生したところでございます。なお、現時点での来年度の待機児童の見込みにつきましては、まだ申請の審査中でございますので、明確な数字は出ておりませんが、昨年度の115名を若干上回る人数が想定されているところでございます。

なお、利用の申し込みの増減につきましては、児童数の動向をこちらと相関関係は一定程度あるものの、保護者の利用申請の意向などその他の要素も大きく関連をしております。予想が非常に難しいというのが現状でございます。

また、学童クラブにおきましては、保育園等々の定員拡大と異なりまして、当該の学校において、学童クラブ室の整備が基本的に必要となるなど、場所の関係、あるいは従事する職員、あるいは委託契約でございますと、そちらとの契約の関係が必要となるなど、かなり課題が多いところでございます。また、待機児童が発生、あるいは発生が想定される学校につきましては、同様に児童数がふえて、普通教室等の学校教育の諸室についても不足が生じる、あるいは生じるおそれが多いところも現状でございます。そのため、現在北区では学童クラブの定員拡大は先ほど申し上げましたように、計

画的に進めているところでございますけれども、待機児童となった方につきましては、区のほうでしっかり放課後子ども総合プラン、こちらの待機児特例として受け入れをし、子どもたちの居場所機能を確保して対応しているところでございます。

2番の内容についてでございます。今回はこの待機児特例の対応をするとともに、緊急的な対策、そして31年4月に向けての対策について、今回お示しをするところでございます。繰り返しになりますけれども、30年4月には60名の定員拡大を図りまして、以下2点の内容について、緊急対策等をします。

(1)でございます。30年4月、来年度の4月に向けての緊急対策としまして、先ほど申し上げました、放課後子ども総合プランの放課後子ども教室一般登録等で学童クラブ登録の待機児特例、こちらについて、待機児特例と以下説明させていただきますけれども、こちらでお預かりをして居場所を確保しているところでございます。その中で、利用が多く見込まれる学校、要は待機児童が多く発生する、あるいは発生した学校につきまして、①のとおり、まず学童クラブの待機児特例利用の利用時間の延長を行いたいというふうに思っております。現在、特例利用につきましては、平日午後5時30分までのところを、午後6時まで延長し、学童クラブと同様にすることでございます。なお、実施に当たりましては、原則として業務委託を行うことを想定しているところでございます。

②でございます。待機児特例利用、こちらの活動場所、こちらの確保でございます。待機児特例の利用が増加することが予想されますと、放課後子ども教室、一般登録の活動場所、こちらがその分狭くなる、手狭になる可能性があります。そういった可能性がありますので、そういった場合については、学校でさらなる活動場所を学校と協議して確保させていただきたいというふうに思っているところでございます。こちらが(1)の平成30年4月に向けての緊急対策でございます。

(2)につきましては、31年4月に向けての現時点での対策でございます。平成30年度予算にも計上させていただいておりますけれども、お示しの浮間小学校、赤羽小学校、袋小学校の3校におきまして、学校敷地内で別棟をリース方式で新設をし、定員拡大をします。なお、放課後子ども総合プランを実施していくものでございますので、浮間小学校は既に実施しておりますけれども、赤羽小学校、袋小学校につきましては、そちらで放課後子ども総合プラン全体として定員拡大を行うとともに、進めていくところでございます。合わせまして、3校で100名分の定員拡大を図っていくところでございます。

3番、今後の予定でございます。3月には先ほど申し上げた緊急対策の準備を進めてまいりまして、利用が多く見込まれる学校、こちらにつきまして、利用時間の延長等の対策を行っていきたいというふうに考えております。また、5月からは後段で説明をしました別棟の工事等につきまして、開始をさせていただき、31年4月からの学童クラブの増設等につなげていきたいというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	丁寧な説明、ありがとうございました。直近の30年4月、まだ全体の把握はこれからというようなことでしたけれども、見通しとして、待機児童がいないような、とっていいのでしょうか、待機児童ゼロとってよろしいのでしょうか、30年4月については。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	先ほど、冒頭で申し上げましたように、今年の115名を若干上回る数字ということで、60名の増設をしても昨年に比べて微増というような、今申し込みの状況というふうに考えています。
清正教育長	よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	微増というのは、待機児童が出るということですね。
子ども未来課長	115名を若干上回る数字ということですので、120名ほどの数字になろうかというふうに思っております。という意味で、29年4月よりも増えると、若干増えるという意味の微増でございます。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	その待機児童に対する手立はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来	先ほど申し上げましたように、これまでも原則は待機児特例ということで、ご利用

課長	の意志がある方につきましては、放課後子ども総合プランの一般登録、こちらのほうを利用していただいたり、わくわく広場、一般登録のほうがない部分につきましては、児童館で待機児特例としてお預かりをさせていただいたりしておりますので、そちらのご利用を現在もさせていただいております。あわせて、その時間につきまして、今5時半だったものを待機児童が多いプラン等につきましては、6時までお預かりするようなことを今想定している、予定しているというところでございます。
清正教育長	補足はありますか。
子ども未来部長	教育長
清正教育長	子ども未来部長
子ども未来部長	従来、特例対応ということで、児童館ですとかわくわくで預かってきたと。ただ、その辺のところは5時半までということで、通常学童クラブは6時ですから、その30分の部分でどうも使いづらいというような方に声があったということでございまして、今回キャパの関係でどうしても待機児童が出ざるを得ない。ただし、特例対応をやっているということを考えたときに、その時間をどうしても埋めたいということで、委託でその辺を午後6時までということで考えていると。ただ、いわゆる4年生から6年生のそういう特例もございまして、そういう学校につきましては、特例対応とはいっても、その部屋がなかなかいっぱいになってしまうということもございまして、今回学校と協議しながら午後3時以降になるでしょうか、教室が使われなくなった時間帯を利用して部屋をさらにお借りして、そこら辺のところの特例の対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。
清正教育長	本間委員
本間委員	ハード面との関係で、本当にそれぞれご苦労されて、苦慮されているのだなということは十分承知しているのですけれども、これまでもわくわくがまだ始まっていない学校等における学童クラブは、定員を上回っていて、そして会場というか、その使う場所との人数の比率が高く、けが等があるというような声が保護者の中から上がっているかというふうに思います。そのあたりについて、来年度に向けて何か手立がありましたら教えてください。
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	学童クラブにつきましては、ご案内のとおり定員を設けておりまして、おおむね40名ないし50名、これは基本的に国のほうが推奨している規模に合致しているところでございます。一人あたりの面積が約1.65平米、それに従事する職員が約2名という

ことで、これについて、おおむね国の基準に準拠して北区では対応しているところがございますけれども、やはり特に支援が必要な子どもも増えている中では、そこについては区のほうで臨時職員を、そういった子どもが多いところに配置したりですとか、専門家の巡回指導ということも活用させていただき、対応しているところがございます。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

今回、ご報告しております浮間と赤羽と袋についての例を申し上げますと、児童生徒数が増えて学童の待機児も増えるということは、学校自体が手狭な環境にあるというふうに認識しております。そのために、学校長とも何回かご相談させていただきまして、この際学校の教室に入れていた学童等わくわくを、別棟に一旦出させていただいて、教育環境にも一定程度のゆとりを持たせながら、別棟のほうに集約化を図るといような措置で対応しております。

ただ、北区の児童・生徒数、今後も少しずつ増える傾向にございますので、このあたりは当然2、3年を見定めてこのような対応を考えさせていただいておりますけれども、5年、10年という長期的な見通しについては、今後十分検討させていただきたいと思っております。

清正教育長

よろしいでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

私も本間委員と同じで待機児童の問題は、ますます増えているといえますか、ニーズが高まっている状況にあると思いますので、どうぞいろいろなご支援を施していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第9、報告第15号、「平成30年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消対策について」、事務局から説明をお願いいたします。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

私のほうから報告第15号について、ご説明させていただきます。

1の要旨でございます。平成30年4月期の保育園等の入所審査につきましては、一次審査の発表、2月15日に行ったところです。新規の申込者数はほぼ前年度波となりましたが、その一方で現在保育園に在籍し、進級される方は増となっております。そういったことから、保育ニーズにつきましては、依然増加傾向が続いております。そのようなことから、引き続き待機児解消への取組みは必要な状況となっております。今回は一次審査の状況と今後の保育施設整備の考え方をお話しさせていただきます。

項目2に進みます。一次審査の申込状況です。(1)の新規の申込者数ですが、数についてはほとんど変化ございません。しかし、保育ニーズということと言いますと、(1)の申込者数と(2)今現在保育施設にいらっしゃる方の進級分、それを考慮しなくてはなりません。そうしますと、例えば例年最も待機児童の多い1歳児で見ますと、例えば(1)でいえば新たに申し込んだ1,032名。そして、ゼロ歳児から上がってくる720名、これが平成30年4月期の1歳児のニーズということになりますので、そうしますとやはり昨年度より増加傾向にあるといったようなことでございます。

ここで、北区の就学前人口の状況について、簡単にご説明させていただきます。資料の裏面、参考の③をごらんいただけますでしょうか。ここ数年と同様、就学前人口増加傾向にございます。ただし、ゼロ歳児については減となっており、このようなゼロ歳児の減というのは、ここ数年では見られなかった状況でして、一つ上の参考②の表をごらんいただきましても、過去数年に比べてここ1年の伸びというのが、若干鈍化してきているといったような状況がございます。

表面に戻ります。表の表に戻りますと、やはりゼロ歳児の申込者数というのは伸びてございません。ただし、総人口に占める申込者の割合、率でいいますと前年度からわずかな増加が見られるといったような状況もございます。

次に(3)の入所保留者の表でございます。合計366名ということで、昨年度と比較して128名の減となっており、全体的に前年度比でどの歳児も減少しておりますが、特にゼロ歳児が大きく減少しているといったような状況がございます。

(4)の保育園二次募集枠です。前年度比で79名の増となっております。昨年度、ゼロ歳児におきましては、143名の保留者に対し、二次募集の枠が32名しかなかったといったような状況です。そして、最終的にゼロ歳児は31名の待機児童が発生しました。しかし、ことしは73名の保留者に対し、二次募集枠が75名あるということから、ゼロ歳児については、状況は改善するのかなと考えてございます。しかしその一方、昨年度35名の待機児童が発生した1歳児につきましては、このニーズと枠の兼ね合いでは、昨年度と同じような状況ということでございます。

なお、(4)の表の二次募集枠とは別にゼロ歳～2歳の低年齢児におきましては、認証保育所や家庭福祉園といった認可外保育施設がありまして、区内ではおおむね200名から250名の定員があるといったような状況がございます。

次に項目3のほうに進みます。裏面をごらんください。今後の取組み、29年度今年度行ってきた待機児解消の取組みの進捗と今後の考え方でございます。今年度は平成29年3月に策定いたしました、北区中期計画に位置づけた整備、これにつきまして

は順調に進捗しました。しかし、昨年度300名程度待機児童の多い地域で追加整備を行うといったような考え方を示させていただいたのですが、定期利用保育施等の閉鎖分などの差し引きますと、100名程度の増にとどまってしまった状況があります。

次年度は既にこの教育委員会でも報告を行っております、グローバルキッズ志茂保育園ですとか、JKK田端住宅跡地利活用の保育園の整備に加え、平成30年度代、もしくは平成30年4月を目指しまして、やはり希望者に対して受入数の不足傾向が強い滝野川西区及びその周辺において、今年度の整備が進捗しなかった分として、認可保育所及び小規模保育所をそれぞれ2カ所程度新規募集を速やかに行っていくことといたします。

以上、ご説明です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第10、報告第16号、「年少扶養控除の廃止に伴う私立保育園就園奨励費等算定の取り扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

子育て施策担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策担当課長

引き続き説明させていただきます。

1の要旨でございます。住民税にかかる年少扶養控除につきましては、平成24年をもって廃止となりましたが、私立幼稚園に通園する児童に対する就園奨励費の金額につきましては、現在まで年少扶養控除がされた想定のもとで計算した基準表により算定を行ってきました。このたび、就園奨励費の一部を支給している国から、今後金額の算定に当たっては年少扶養控除を除外するようといったような方針が示されました。年少扶養控除を除外するという言葉だけを捉えますと、この補助金額が減少されるといったような感じを受けてしまうというところもあるのですが、この金額算定に当たりましては、年少扶養控除2名の世帯をモデルにしていることから、多子世帯では補助金額が現行より減少となる場合がある、そのような傾向等が一部見られる一方で、少子世帯では増額となる世帯が生じる傾向となります。

全体といたしましては、補助金額が増額となる人数が多くなることから、平成30年度より就園奨励費につきましては、年少扶養控除を除外した基準表により算定を行うよう、改めてまいります。

また、私立幼稚園に通園する児童の保護者が負担する保育料に対する補助には、就園

奨励費のほかにもう一つ、保護者負担軽減補助金というのがございます。こちらも同じように算定方法を改めてまいります。なお、同じ幼稚園でも新制度に移行した公私立幼稚園の保育料につきましては、平成27年度より年少扶養控除を除外した、すみません、資料のほうなのですが、これ基準表と私書かせていただいたのですが、申しわけないです、この新制度の保育料の表については、基準表というものがなかったので、基本的にはそのような取り扱いといったようなことをご理解ください。除外した取り扱いにより保育料の算定を行っているものでございます。基準表取扱といったように改めていただけるとありがたいです。

では、項目の2に進みます。算定方法の変更のイメージをご説明させていただきます。(1)では現行の就園奨励費の算定の基準表の一部を記載してございます。年少扶養控除を想定した表になっておりますので、お子様の数が多くなれば、より多くの収入があり、住民税をより多くご負担いただいている方であっても、表でいいますと補助金額が大きい、左側の区分に属するといったようなこととなります。ただし、平成30年度から年少扶養控除を想定しない表となりまして、(1)の表の太線で囲んだこの16歳未満の扶養人数が2名の欄、これが全ての世帯に適用されるということとなります。すなわち、裏面の(2)の表になるといったこととございます。

では、(3)具体的に補助金額が変更となる方の例を取り上げてみます。①では、16歳未満の扶養人数が1名で、住民所得税割額が6万円の世帯の方を取り上げてみます。現行では表1の(1)、表面(1)の表により算定されます。この方は6万円の金額を、所得税になっておりますので、現行では区分3に該当します。区分3に該当する方というのは、1年間で6万2,200円の補助金が支給される。そういう状況です。ところが、次年度からは(2)の表になりますので、6万円ですと区分2のほう、つまり1年間で13万9,200円の補助金が支給されるようになるといったようなことで、そういう方は補助金が増えるといったようなこととございます。

同じように、(3)の②でございますが、16歳未満の扶養人数が3名で住民所得税割額が9万円の世帯の方ということとございますが、この方は逆に今まで年間13万9,200円の補助金を支給されていた方ですが、次年度からは6万2,200円に減額になる取り扱いとなります。

項目の3でございますが、全体での影響を平成28年度の実績をベースに試算してみました。就園奨励費につきましては、82名の方が増額となる一方で、減額になる方は39名、補助金額合計の支出も371万6,000円の増となるといったようなこととございます。以下、同様に全体的な傾向といたしましては、上がる方よりも下がる方のほうが低いと、そして補助金額も上がっていくといったような傾向が見受けられます。

多子世帯の方につきましては、現在の補助金の設定というのが、これが第1子、第2子、第3子と多子世帯に有利な補助金額が設定をそもそもされております。また、幼稚園の補助金等につきましては、ここ数年国のほうで段階的な補助金の引き上げも実施されているところとございます。次年度に入り、新たな基準によりこの補助金のご案内をする際には、工夫しご理解いただけるよう努めてまいります。

最後、3ページ目、今後の予定でございます。区内区私立幼稚園の説明を行っていきます。そして、来年度になりますと、6月には各その保護者へのご案内、そして上半

期、下半期で2回の補助金を支出するわけですが、11月には速やかに上半期の支出を行っていきたいと考えてございます。

以上、説明を終了いたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

それでは、次に日程第11、報告第17号、「児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成30年1月末時点）」について、事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭
支援センター
所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭
支援センター
所長

それでは、「児童相談所移管に係る課題の検討状況（平成30年1月末時点）について」、ご報告いたします。

1枚おめくりをいただきまして、教育委員会資料をごらんください。

1の要旨です。平成28年4月に特別区長会において、準備が整った区から順次児童相談所設置を目指すこととされた後、副区長会のもと児童相談所移管準備連絡調整会議が設置されまして、児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理を行いました。

平成29年1月のこの抽出・整理した課題について、各部長会から対応策の検討について下命がございまして、現在関係課長会で23区共通課題及び当協議課題について検討を行っております。

今回、平成30年1月末現在での検討状況がまとめられましたので、ご報告をするものです。

2の共通課題・都協議課題の検討状況です。29年度は共通課題57項目と協議課題42項目の検討を行いました。関係部課長会別内訳はお示しのとおりでございます。

それでは、次ページをごらんいただきまして、(2)29年度で検討が終了する主な課題でございます。区間共通のシステム導入検討、児童自立支援施設の共同設置の検討等、お示しの項目でございます。

続きまして、A3の別紙のほうをごらんいただけますでしょうか。平成30年1月末時点における対応策及び検討の方向性です。

初めに、1、一時保護所に関しましては、相互利用は協定書（案）及び実施要領（案）に基づき運用することとし、相互利用における入所調整については、相互利用を希望する区が直接依頼する区へ連絡して、入所の調整を行う。

2、社会的養護に関することの(1)里親に関することでは、里親委託は区内の里親への委託を原則とするが、区内の里親に委託できない場合は、特別区間で里親の相互委託を実施する等お示しの結果となっています。

それでは、右側にまいりまして、都との連携体制の確保に関することでは、各区で実施することが困難な治療指導事業、臨床検査、困難ケースなどへの相談対応に対する助言につきましては、都児童相談センターを活用できるよう、都に要望する。職員派遣の受け入れ枠の拡充につきましては、引き続き都に養成するということになりました。

裏面にまいりまして、6、人材確保育成に関することでは、共通課題として即戦力となる人材を確保するため、経験者採用制度の対象者や年齢等について検討を行う。都協議課題として、都職員の区派遣や人事交流、都OB活用などについて、引き続き都に協力要請を行うといたしました。

7、移管に伴う財源に関することでは、①児相を設置した場合の関係経費については、都区財政調整の基準財政需要額として算定すること。②移管した区域においては、その規模に応じて都区財政調整における都区間の配分割合を変更すること等、お示しの方針をもちまして、引き続き都区財政調整協議の中で協議を行うとの結果となりました。

それでは、教育委員会資料にお戻りをいただきまして、裏面の3、各区課題の検討状況ですが、北区では児童相談所設置に向けた庁内連絡会に四つの検討部会を設置いたしまして、各分野における北区の課題について、具体的な検討を行っております。検討部会の担任課題はお示しのとおりでございます。

4の今後の予定です。30年度の検討課題につきましては、30年7月に中間まとめ、31年1月に最終まとめの予定でございます。各区課題につきましては、29、30年とも23区の関係部課長会の共通課題及び都協議課題の検討結果を踏まえまして、各区課題についての具体的な検討を行ってまいります。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

それでは、次に日程第12、報告第18号、「子育て世代包括支援センター事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭
支援センター
所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭
支援センター
所長

続きまして、「子育て世代包括支援センター事業について」、ご報告いたします。

1枚おめくりをいただきまして、教育委員会資料をごらんください。

1の要旨です。平成30年4月より健康福祉部健康福祉課が妊娠期から子育て期にわたり、安心して過ごせるよう子育て世代包括支援センター事業を開始いたします。

この事業をとおしまして、「はぴママたまご面接」の充実を図るとともに、子ども家庭支援センターとの連携を強化し、3健康支援センターと子ども家庭支援センターが子育て世代包括支援センターの機能を担い、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を行ってまいります。

2の事業内容です。(1)は「はぴママたまご面接」の充実です。①健康推進課の3健康支援センターに非常勤保健師等の面接員を1名ずつ配置するとともに、新たに(仮称)「はぴママきたく子育てプラン」を活用して面接を実施するものです。このセルフプランは、妊婦と面接員が出産までに行うことや、家族の状況を確認しながら作成して、必要なサービスの紹介やサポートにつなげてまいります。

③セルフプランは妊娠期用と子育て期用の二つのプランを用意いたしまして、継続的に妊娠期、子育て期にあった支援を行うこととなります。

(2)健康支援センターと子ども家庭支援センターの連携の強化です。①特に支援が必要な妊婦につきましては、健康支援センターと子ども家庭支援センターが協力して支援する必要があることから、セルフプラン及び保健師の支援方針等につきまして、これまでの電話でのやりとりに加えまして、データでも情報の共有化を図り、虐待の防止等を図ってまいります。

②子ども家庭支援センターで実施をしております、「はぴママひよこ面接」で把握した母子の課題につきましても、電話に加えましてデータで健康支援センターにフィードバックし、保健師の継続的な支援につなげてまいります。

(3)(仮称)子育て世代包括支援センター事業運営会議の開催についてです。これまでも行っている母子保健連絡会に加えまして、健康支援センターと子ども家庭支援センターが合同で、(仮称)子育て世代包括支援センター事業運営会議を開催いたしまして、課題のあるケースの支援方針やその内容を確認し、的確な支援を行います。

3の今後の予定です。平成30年4月から3健康支援センターで子育て世代、包括支援センター事業を実施いたします。

なお、参考にイメージ図を裏面におつけしてございますので、ご高覧いただきたいと思います。以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員	<p>ありがとうございます。説明の後半の中で、データの共有ということがありましたけれども、そのデータ、例えばどういう中身か教えていただきたいのと、そのデータの共有等については、該当する保護者の方というか、そのお母さんの了解等が必要かどうかも教えてください。</p>
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	<p>基本的には先ほどご説明させていただいたように、「はぴママたまご面接」におきまして、セルフプランというものを立てさせていただきますので、それをデータとして両課で共有をしていくということになると思っております。</p> <p>また、子ども家庭支援センターのほうでも、「はぴママひよこ面接」というものを行っております。こちらのほうは子どもが生まれてから6カ月までに面接を受けていただくということになりまして、その中でもやはり産後うつであるとか、心配なご家庭というものが見受けられますので、今まではお電話でそういうことを保健センターのほうにもお話をさせていただきましたが、今回からはそういう内容につきましても、データを用いて両者で会議をしていくということになります。今、委員のほうから出ましたように、個人情報に係るところもございますので、こちらにつきましては、きちんとご本人の了解を得た上で実施をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	<p>よろしいですか。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、ご質疑、ご意見ないようですので本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に日程第13、報告第19号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第19号、後援・共催事業に関する報告をさせていただきます。</p> <p>表紙を1枚おめくりください。本日は、名義仕様承認報告が2件と、事業実績報告の4件となります。</p>

まず、名義使用承認報告1件目でございます。1件目が、事業名が「第12回東京ラジオ歌謡音楽祭」。主催者が一般社団法人東京ラジオ歌謡を歌う会。赤羽会館講堂を会場に、お示しの内容で実施されます。

2件目でございます。事業名が「家庭倫理講演会」。主催者が一般社団法人倫理研究所家庭倫理の会北区。北とぴあつつじホールを会場といたしまして、お示しのとおりの内容で実施されるものでございます。

恐れ入ります、2ページをお開きください。事業実績報告でございます。3ページにわたりまして、4件でございます。後ほど、ご高覧いただければと存じます。

私からは、説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

ただいまの本件につきましてのご質疑または意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。